



福岡医発第907号
平成24年6月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

入管法等の規定により本邦に在留することができる
外国人以外の在留外国人に対する予防接種について

この度、入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する予防接種について、厚生労働省健康局結核感染課より福岡県保健医療介護部長を通じて、情報提供がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、各福岡県予防接種センターへは、福岡県保健医療介護部保健衛生課より直接通知されておりますことを申し添えます。

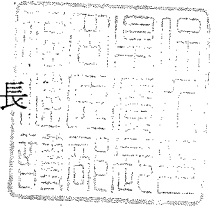
小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

24保衛第779号
平成24年6月21日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の
在留外国人に対する予防接種について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から事
務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

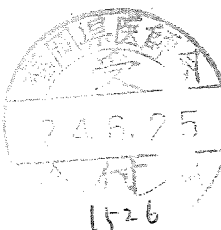
なお、各福岡県予防接種センターへは、当課から別途通知していますので申し
添えます。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 小野塚

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: onozuka-d6579@pref.fukuoka.lg.jp



事 務 連 絡

平成 24 年 6 月 14 日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外
の在留外国人に対する予防接種について(情報提供)

平素より予防接種行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

平成 24 年 7 月 9 日に「外国人登録法」(昭和 27 年法律第 125 号)が廃止され、併せて「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 77 号)の施行(平成 24 年 7 月 9 日)の後、外国人について市町村が住民票を作成することとなります。しかしながら、「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号)及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成 3 年法律第 71 号)(以下「入管法等」という。)の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人については、住民票は作成されません。

一方、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成 21 年法律第 79 号、以下「入管法等改正法」という。)附則第 60 条第 1 項の規定を踏まえ、出入国管理及び難民認定法第 54 条第 2 項の規定により仮放免をされ、当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、入管法等改正法施行日(平成 24 年 7 月 9 日)以後においてもなおその者が行政上の便益・サービスを受けられることとなるようにするとの観点から、対象者の氏名、国籍、性別、生年月日、仮放免日、住居、仮放免の失効及び住居変更等の情報について、各地方入国管理局から対象者の住居が存在する市区町村に対して郵送で通知することとなります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、平成 24 年 7 月 9 日以降も、住民票、入国管理局からの通知を基に実施主体である市町村の区域内に居住していることが明らかな場合は、外国人が予防接種法に基づく予防接種を受けることができるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

法務省管警第123号
平成24年5月15日

各市町村担当課長 殿
東京都各特別区担当課長 殿

法務省入国管理局警備課長（公印省略）

被仮放免者情報の市町村への通知について（事務連絡）

平素より出入国管理業務に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局におきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号、以下「入管法等改正法」という。）附則第60条第1項の規定に基づき、標記通知のあり方について検討した結果、入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過した者（以下「対象者」という。）について、入管法等改正法施行日（平成24年7月9日）以後においてもなお対象者が行政上の便益・サービスを受けられることとなるようにするとの観点から、その住居、身分関係等を各地方入国管理局から市町村（東京都においては特別区も含む。以下同じ。）に通知することとしました。

具体的には、対象者のうち自らの情報が市町村に通知されることに同意した者の国籍、氏名、性別、生年月日、仮放免した日、住居、仮放免の失効及び住居変更等の情報について、仮放免した日からおおむね2か月以内に、対象者の住居が所在する市町村（ただし、住居変更の場合には変更前後の市町村）に対し、当該市町村を管轄する地方入国管理局又は地方入国管理局支局から、毎月1回郵送によって通知します。第1回目の通知は、入管法等改正法施行日前に行う予定です。

つきましては、入管法等改正法附則第60条第1項の規定の趣旨を踏まえ、被仮放免者への行政上の便益・サービスの付与の目的の範囲内で、適正に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、個別の行政上の便益・サービスの付与の決定・運用等に関しましては、各所管の省庁にお問い合わせください。

添付物
参考条文等

1部

参考条文等

●出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第60条

- 1 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であって入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2～3（省略）

●出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第54条

- 1 收容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて收容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者收容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。
- 2 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。
- 3（省略）

【参考：仮放免に関する概要】

退去強制事由（入管法第24条に規定）に該当すると思われる外国人に対して入国警備官が違反調査を行い、容疑者が退去強制事由に該当すると疑うに足る相当の理由があれば、主任審査官が発付する收容令書により容疑者を收容することとなります。また、その後の一連の手続を経て、我が国から退去強制させられることが確定した外国人には退去強制令書が発付され、速やかに送還先に送還されることとなりますが、直ちに送還できない場合には、送還可能なときまで收容することができることとされています。

仮放免とは、このように收容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて收容されている被收容者について、本人等からの請求により又は職権で、一時的に收容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置です。收容令書による收容期間は「30日以内（但し、主任審査官においてやむを得ない事由があると認めるときは、30日を限り延長することができる）」、退去強制令書による收容は「送還可能なときまで」と定められていますが、その間に、被收容者の健康上の理由、出国準備等のために身柄の拘束をいったん解く必要が生じることもありますので、そのような場合に対応するために仮放免制度が設けられています。

事 務 連 絡
平成 年 月 日

〇〇市（区・町・村）長 殿

〇〇入国管理局〇〇部門首席審査官

被仮放免者に係る情報提供について

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第60条第1項の規定を踏まえ、当局担当分で今回（平成〇〇年〇月〇日～〇月〇日）の通知対象となる被仮放免者について、別添のとおり通知します。

なお、対象者からは、「行政上の便益・サービスの付与に資する目的」として本件情報提供について同意を得ておりますので、当該情報については、その範囲内で適正に利用していただけますようお願い申し上げます。

添付物

- | | |
|------------|-----|
| 1 被仮放免者リスト | 1 部 |
| 2 参考条文等 | 1 部 |

平成〇〇年〇月〇日～〇月〇日

○（新規）被仮放免者

国籍・地域	氏名	性別	生年月日	仮放免した日	住居	備考

○（新規）住居変更者

国籍・地域	氏名	性別	生年月日	仮放免した日	住居変更許可日	住居(変更前)	住居(変更後)	備考

○（新規）仮放免失効者

国籍・地域	氏名	性別	生年月日	仮放免した日	失効日時点の住居	失効日	失効理由	備考

注）「住居」とは、出入国管理及び難民認定法第54条第2項に規定する「住居」を指し、入国者収容所長又は主任審査官が指定するものです。

（作成にあたっての注意事項）

1. 該当者がいない場合には「該当者なし」と記載する。
2. 対象期間(平成〇〇年〇月〇日～〇月〇日)を忘れずに記載する。
3. 氏名は、仮放免許可書記載のとおりで差し支えない。
4. 要領第6条第3項の規定により通知する場合は、住居(変更後)の欄に「同意なし」と記載する。
5. 国籍・地域、氏名、性別、生年月日に変更がある場合には、備考欄にその内容を記載する。

※市町村には、同欄を削除した上で通知すること。

年 月 日

意 思 確 認 書

〇〇入国管理局〇〇部門首席審査官 殿

私は、市区町村が私に対して行政上の便益・サービスを提供する（注1）目的のため、入国管理局が私の身分情報等（注2）を私の住居が所在する市区町村に通知することに

同意します

同意しません

氏 名

男
女

生 年 月 日

年

月

日

国籍・地域

※16歳未満又は疾病その他の事由により自ら意思表示できないとき

法定代理人氏名

（又は監護者・身元保証人等）

本人との続柄

署 名

（注1）本件の同意をもって、行政上の便益・サービスの提供が保証されるものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

（注2）国籍・地域、氏名、性別、生年月日、仮放免年月日（以下「基本情報」という。）及び住居をいいます。なお、住居を変更した場合は、基本情報に加え、変更年月日、変更前及び変更後の住居を、また、仮放免が失効した場合は、基本情報、失効日時点の住居、失効年月日及び失効理由を市区町村に通知します。